規　則

行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月五日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県規則第二号

行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則の一部を改正する規則

行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成十七年埼玉県規則第三号）の一部を次のように改正する。

本則中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十一条第二項、第四十七条第五項若しくは第五十七条第一項」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第五十条第三項若しくは第八十二条第一項」に改める。

別記第一の１中「不服申立て」を「審査請求」に、「第５７条第１項」を「第８２条第１項」に改め、「（又は「異議申立て」）」を削り、「６０日」を「３か月」に改め、「（又は「決定」）」を削り、別記第一の２中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削り、「第５７条第１項」を「第８２条第１項」に改め、「（又は「決定」）」を削り、「６０日」を「３か月」に改め、「（又は「異議申立て」）」を削り、別記第一の３中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削り、「第５７条第１項」を「第８２条第１項」に改め、「（又は「異議申立て」）」を削り、「６０日」を「３か月」に改め、「（又は「決定」）」を削る。

別記第二を削る。

別記第三の２中「第４１条第２項」を「第５０条第３項」に、「３０日」を「１か月」に改め、別記第三を別記第二とする。

別記の備考１中「不服申立ての種類、」を削り、「処分等」を「法律等」に、「、裁決又は決定」を「又は裁決」に改め、別記の備考２を削り、別記の備考３中「、裁決又は決定」を「又は裁決」に改め、「異議申立て期間、」を削り、「異議申立て期間等」を「審査請求期間等」に、「不服申立て」を「審査請求、再審査請求」に改め、別記の備考３を別記の備考２とする。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。